

広島市権限移譲に伴うQ&A

28.11

1 再加入，組合員資格関係

【問 1】 現在，広島県教育職員互助組合（以下「県互助組合」という。）に加入している組合員で，平成 29 年 4 月 1 日付の権限移譲に伴い，広島市費負担教職員となる場合，県互助組合に引き続き加入することはできるか。

答 平成 29 年 3 月 31 日付けで全員が退会扱いとなりますが，引き続き県互助組合への加入を希望される方は，再加入することができます。

ただし，広島市の権限移譲に伴い再加入することができるのは，平成 29 年 3 月 31 日現在，県費負担教職員で県互助組合に加入している組合員のみです。（休職者等⁽¹⁾を含む）

* ⁽¹⁾ 休職者等には，育児休業，休職，専従許可，療養，自己啓発等休業，配偶者同行休業，大学院修学休業等の理由で，休業中の者を含みます。

【問 2】 再加入を希望する場合，又は，再加入しない場合の手続きは，どのようにするのか。

答 再加入の有無に関わらず，移管となる全組合員から「広島県教育職員互助組合再加入申込希望調査票」（以下，「再加入申込書」という。）を，広島市教育委員会を経由して県互助組合に提出していただくこととしています。

【問 3】 再加入すると，今までと何が変わるのか。

答 権限移譲に関わって一旦退会扱いとなり，新規加入扱いとなりますが，退会給付金が支払われること以外は，現行と同様の事業を継続して受けていただくことができます。

【問 4】 新規加入扱いとなると，今までの加入期間は継続されないのか。

答 再加入をされた場合，加入期間は継続します。例えば，組合員期間 6 月が要件となる貸付事業の場合，貸付要件を満たすこととなります。また，リフレッシュ給付金等の給付要件も通算した加入期間で判定することとなります。

【問 5】 「再加入申込書」は，なぜ全員提出するのか。

答 今回の権限移譲は組合員資格の得喪を伴いますが，これは一律に決まるものではなく，各組

会員の意向を尊重して決定します。そのため、全組合員から再加入の有無について意思表示をしていただく必要があります。提出がない場合は、再加入されるのか退会されるのか判断することができません。そのため、事務処理に支障をきたすことが予想されます。特に、再加入される場合や貸付償還金がある組合員は、給与からの控除を伴いますので、適切な事務処理を行うためにも、御協力をお願いします。

【問 6】「再加入申込書」は、定年退職予定者、再任用者も提出するのか。

答 平成 28 年度末定年退職予定者と再任用者は、今回の調査の対象外としていますので、提出していただく必要はありません。

【問 7】平成 29 年度以降の、新規採用者も県互助組合に加入することができるのか。

答 広島市の権限移譲に伴い再加入することができるのは、平成 29 年 3 月 31 日現在、県費負担教職員で県互助組合に加入している組合員のみです。(休職者等⁽¹⁾を含む)
従って、平成 29 年 4 月 1 日以降の広島市の新規採用職員は加入することはできません。

【問 8】平成 29 年 4 月 1 日付の、人事交流による採用者は、県互助組合に加入することができるのか。

答 平成 29 年 4 月 1 日付で、県費負担教職員の人事交流による広島市への採用者で、引き続き県互助組合への加入を希望される方は、加入することができます。当該採用者には 4 月 1 日以降に、県互助組合への加入の有無の意思確認をさせていただく予定です。お手数をおかけしますがよろしくお願いします。

【問 9】現在、休職中の場合、県互助組合への加入の有無はどうしたらよいのか。

答 休職中の方には、所属から加入の有無を確認していただきますようお願いいたします。お手数をおかけしますがよろしくお願いします。

2 組合員番号について

【問 10】広島市に移譲後は、新しい組合員番号が付与されるが、互助組合の書類にも、新しい組合員番号を記載するのか。

答 お見込みのとおりです。新番号は、公立学校共済組合の組合員番号と同一番号です（今までどおり）。平成 29 年 4 月 1 日以降の書類には、㊤県組合員番号（P〇〇〇〇〇）を記入してください。

3 退会関係

【問 11】 該当組合員全員を退会扱いとするのはどうしてか。

答 従前から、人事異動等により県費から広島市費となった組合員については、当互助組合を退会し、退会給付金を支払っているため、同様の取扱としました。

【問 12】 退会となる場合、「退会給付金請求書」は、提出する必要があるのか。

答 この退会は、権限移譲に伴うものですので、退職の場合と違い「退会給付金請求書」を提出していただく必要はありません。

なお、退会給付金は次の 3 つの掛金を合算して、県互助組合の加入時から退会するまでの掛金について精算し給付するもので、再加入の有無に関わらず給付しますが、加入期間、家族療養費等の給付の有無等によって、一人一人の金額は違ってきます。

生涯福祉給付金	組合員期間中に納入した生涯福祉掛金の総額相当額
特別退職給付金	組合員期間中に納入した一般掛金の総額相当額から家族療養費及びリフレッシュ厚生計画事業附加金相当額を控除した額（平成 16 年 3 月 31 日時点で算定した額）の 9 割
特別返還金	組合員期間中に納入した退職医療掛金の総額相当額

【問 13】 退会給付金は、いつ頃給付される予定なのか。

答 退会給付金の振込手続きは、平成 29 年 7 月末に完了する予定です。

なお、約 5,000 名の組合員処理をしますので、事務量が膨大となります。そのため、金額に関する個別の質問にはお答えすることができませんので御了承願います。

【問 14】 退会給付金は、どの口座に振り込まれるのか。

答 組合員のみなさまが指定されている、「給付金等指定口座」に送金します。

4 掛金関係

【問 15】広島市への権限移譲後、県互助組合の再加入組合員の掛金は、どこから控除されるのか。

答 広島市費給与から控除されます。

5 償還金関係

【問 16】広島市への移譲時に償還金の残金がある場合、一括償還となるのか。

答 (1) 県互助組合へ再加入する場合

今までどおり、給与から毎月控除され、償還のための手続きは必要ありません。
また、新たな貸付及び借替も今までと同様に行うことができます。

(2) 県互助組合へ再加入しない場合

県互助組合の組合員ではなくなるため、原則一括償還となります。

ただし、引き続き毎月償還を希望する方は、広島市移譲に係る退会者に限り、所定の手続き(※)をすることによって、引き続き今までどおり給与から毎月控除することができますが、県互助組合員外への貸付となるため、様々な制約(問 17, 問 20 参照)がありますのでご注意ください。

(※) 「(県) 互助組合を退会後の貸付金償還方法申出書」を1月頃送付する予定ですので、期日までに必ずご返送ください。

【問 17】県互助組合に再加入せず、毎月償還する場合は、どのような制約があるのか。

答 給与から毎月控除による償還中に、例えば、育児休業、介護休暇、配偶者同行休業、休職等で給与が支給されなくなる月があった場合は、その時点で一括償還となります。この場合、当月中に一括償還していただくこととなります。

【問 18】前問の県互助組合に再加入せず、給与が支給されない月があった場合、その時点で一括償還することとなっているが、どうしてなのか。

答 県互助組合を退会された場合、組合員ではないため、県互助組合運営規則では、即時に償還しなければならないと規定されています。

しかし、給与支給者の協力により引き続き、給与から毎月安定的に償還されることが担保されることを念頭に、今回の希望調査で、県互助組合に再加入せずに毎月償還を希望された

場合は、毎月償還を、特例的に認めることとしました。

これは、あくまでも非組合員に対する特例的な措置であり、給与が支給されない月があった場合は、以後の償還の確実性が担保できなくなることや個別償還に係る事務負担が増加することなどを考慮し、規定どおり一括償還していただくことにしたものです。

【問 19】 県互助組合に再加入した場合も、給与が支給されない月があった場合、一括償還となるのか。

答 再加入された場合は、組合員ですので、給与が支給されない月は、今までどおり、「振込依頼書」で毎月振り込んでいただきます。

なお、育児休業取得者は、償還猶予を受けることができます。

【問 20】 広島市への移譲後に、新たな貸付や、償還中の貸付の借替をすることはできるのか。

- 答 (1) 互助組合へ再加入する場合は、今までどおり新規貸付、借替共に行うことができます。
(2) 互助組合へ再加入しない場合は、県互助組合の組合員ではないため、新規貸付、借替共にできません。

【問 21】 広島市への移譲後に、退職時に償還残金がある場合は、どのような扱いとなるのか。

答 退職時に貸付償還残金がある場合、規定上、広島市費の退職手当から償還残金を控除することができません。退職時に「振込依頼書」を送付しますので、支払期日までに最寄りの広島銀行から振込みをしていただくこととなります。

なお、支払期日は、退職手当金の支給日以後を想定しています。

6 リフレッシュ給付金関係

【問 22】 「リフレッシュ給付金」は、再加入しない場合と、再加入した場合ではどのような扱いとなるのか。

答 次のような扱いとなります。

(1) 再加入しない場合

組合員資格を喪失した日（平成 29 年 4 月 1 日）に、引続いた組合員期間が 20 年以上で満 51 歳以上 60 歳未満の組合員にリフレッシュ給付金を給付します。

従って、これに該当しない方には、給付はありません。

(2) 再加入した場合

リフレッシュ給付金は、該当年齢での支給を継続します。

例えば、平成 29 年 3 月 31 日時点で 29 歳の組合員が再加入した場合は、満 30 歳でリフレッシュ給付金の該当者となり、5 万円が給付されることとなります。その後も、事業対象者（各年度の 4 月 1 において満 30 歳、満 40 歳、満 50 歳、満 54 歳、満 59 歳）となった組合員には、リフレッシュ給付金が引き続いて支給されます。

7 人間ドック補助について

【問 23】 互助組合は、公立学校共済組合広島支部が実施する「シニア普通ドック」を共催しているが、互助組合に再加入する場合と、再加入しない場合とで、何か違いがあるのか。

答 互助組合は、組合員の掛金を基に事業を行っています。平成 28 年度現在、公立学校共済組合広島支部と共催して、「シニア普通ドック」に 2,500 万円の補助金を支出していますが、平成 29 年度から、この事業の見直しが予定されており、これを機に組合員個人ごとへの補助に変更する方向で検討中です。

従って、再加入した場合としなかった場合とでは、次のような違いがあります。

(1) 再加入した場合

互助組合の補助対象者となり、自己負担額が軽減されます。

(2) 再加入しなかった場合

補助対象者に該当しませんので、自己負担額が増えることとなります。

8 その他

【問 24】 「広島県教育職員互助組合再加入申込希望調査票」に、「送付票」をなぜ添付するのか。

答 「再加入申込書」の回答は、学校 ⇒ 広島市教育委員会 ⇒ 県互助組合の順に届きます。

2 か所を経由して、県互助組合に届きますので、紛失等の事故を防ぐための対応策として、送付表を添付していただくこととしています。御協力をお願いします。